

**教育に関する事務の管理及び
執行状況の点検及び評価報告書
(令和7年度実績)**

令和8年9月

壮瞥町教育委員会

－ 目 次 －

I	点検・評価制度の概要	1
1	経緯	
2	目的	
3	対象事業の考え方	
4	学識経験者の専門的な経験に基づいた見解の活用	
II	教育委員会の活動状況	
1	教育委員会の活動	2
	①令和7年度教育委員会活動一覧	
2	項目別の活動	3～7
	①教育委員会会議	
	②視察・訪問	
	③各種行事・会議・研修会等への参加	
	④壮瞥町総合教育会議の開催	
III	附属機関の活動状況	
1	社会教育委員会の活動	7
2	文化財審議会の活動	7
3	スポーツ推進委員会の活動	7
IV	点検・評価	8
V	学識経験者の意見	8
VI	点検・評価の結果	9～24

I 点検・評価制度の概要

1 経緯

平成18年12月の教育基本法の改正及び平成19年3月の中央教育審議会の答申等を踏まえ、平成19年6月に地方教育行政の組織及び運営に関する法律（以下「地教行法」という。）が改正（平成20年4月1日施行。平成27年4月1日施行の法改正により条番号変更。）され、教育委員会が毎年その権限に属する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価（以下「点検・評価」という。）は、地教行法の改正目的である「教育委員会の責任体制の明確化」の一つとして、同法第26条の規定に基づき、実施するものであります。

2 目的

教育委員会は、首長から独立した立場で、地域の学校教育、社会教育等に関する事務を担当する行政機関として、すべての都道府県及び市町村等に設置されている行政委員会であります。その役割は、専門的な行政官で構成される事務局を、様々な属性を持った複数の委員による合議により、指揮監督（レイマンコントロール：専門家ではない一般市民による管理）し、中立的な意思決定を行うものとされます。

事務の点検・評価は、地教行法第26条の規定に基づき、教育委員会が、教育長以下の事務局を含む広い意味での教育に関する事務の管理及び執行状況を点検・評価することにより、効果的な教育行政の推進に資するとともに、住民への説明責任を果たすことを目的としています。

3 対象事業の考え方

本年の点検・評価の対象事業は、前年度である令和7年度分の事業実績としました。その対象範囲は、学校での学習指導・生徒指導に関することや社会教育に関することなど地教行法第21条で「教育委員会の職務権限」として規定されている事務をはじめ、町長の補助執行として行っている事務を含む、本委員会が所管するすべての事務としています。

事業のまとめ方については、令和7年度教育行政執行方針に位置付けられた、壮瞥町教育委員会において実施した主な施策・事業等を網羅する形で対象事業を選定しています。

4 学識経験者の専門的な経験に基づいた見解の活用

地教行法第26条2項の規定による教育に関し、学識経験を有する者の知見の活用については、教育委員会が行った施策・事業等の実施状況についての点検及び評価の客観性を確保するとともに、今後の取組に向けた活用を図るため、教育に関し学識経験を有する方から点検及び評価に関する意見や助言をいただきました。

【参考】地方教育行政の組織及び運営に関する法律（抄）

（教育に関する事務の管理及び執行の状況の点検及び評価等）

第26条 教育委員会は、毎年、その権限に属する事務（前条第1項の規定により教育長に委任された事務その他教育長の権限に属する事務（同条第4項の既定により事務局職員等に委任された事務を含む。）を含む。）の管理及び執行の状況について点検及び評価を行い、その結果に関する報告書を作成し、これを議会に提出するとともに、公表しなければならない。

2 教育委員会は、前項の点検及び評価を行うに当たっては、教育に関し学識経験を有する者の知見の活用を図るものとする。

II 教育委員会の活動状況

令和7年度の教育委員会の活動について、「教育委員会会議」や「学校訪問」などの項目に分け、教育委員会自身による点検を行いました。

1 教育委員会の活動

教育委員会会議については、毎月1回を原則として開催する定例会と必要に応じて開催する臨時会があり、教育に関する様々な案件について検討し、議決を行いました。また、教育に関する事項で事前に協議が必要な事項等について意見交換等を行う協議会も必要に応じて開催いたしました。

以下、令和7年度の主な活動について下記のとおり報告します。

①令和7年度教育委員会活動一覧

4月 3日(木)	令和7年度教職員辞令交付式
4月10日(木)	第5回教育委員会会議（定例会）・教育委員会協議会
5月 7日(木)	第6回教育委員会会議（定例会）
5月21日(水)	春期学校訪問（小中学校、高等学校）
6月13日(水)	第7回教育委員会会議（定例会）・教育委員会協議会
7月17日(木)	第8回教育委員会会議（定例会）・教育委員会協議会
7月17日(木)	北海道市町村教育委員研修会（札幌市）
9月10日(水)	第9回教育委員会会議（定例会）・教育委員会協議会
10月10日(金)	第10回教育委員会会議（定例会）
10月27日(月)	秋期学校訪問（小中学校、高等学校）
11月10日(月) ～11日(火)	壮瞥町教育委員視察研修（北斗市、森町）
12月18日(木)	第11回教育委員会会議（定例会）・教育委員会協議会
1月 9日(金)	第1回教育委員会会議（定例会）・教育委員会協議会
1月20日(火)	令和7年度胆振管内教育委員会委員研修会（室蘭市）
2月12日(木)	第2回教育委員会会議（定例会）・教育委員会協議会
3月 4日(水)	第3回教育委員会会議（定例会）・教育委員会協議会
3月25日(水)	第4回教育委員会会議（臨時会）・教育委員会協議会

2 項目別の活動

① 教育委員会会議

4月10日 第5回教育委員会会議（定例会）

番 号	案 件
報告第 4 号	専決処分（令和6年度教育費予算の補正）について
議案第 7 号	壮瞥町社会教育委員の委嘱について
議案第 8 号	壮瞥町教育支援委員会委員の委嘱について
議案第 9 号	令和7年度要保護・準要保護児童生徒の認定について

4月10日 教育委員会協議会

番 号	案 件
協議第 1 号	春期教育委員学校訪問の日程について
協議第 2 号	その他

5月 7日 第6回教育委員会会議（定例会）

番 号	案 件
議案第10号	壮瞥町立学校における食物アレルギー対応連絡協議会委員の委嘱について
議案第11号	学校運営協議会委員及び壮瞥町立学校第三者評価委員の委嘱について
議案第12号	壮瞥町社会教育委員の委嘱について
議案第13号	壮瞥町文化財審議会委員の委嘱について
議案第14号	壮瞥町教育支援委員会の委嘱について

6月13日 第7回教育委員会会議（定例会）

番 号	案 件
報告第 5 号	壮瞥町立学校設置条例の一部を改正する条例の制定について

6月13日 教育委員会協議会

番 号	案 件
協議第 1 号	壮瞥町立学校職員の在宅勤務について
協議第 2 号	その他

7月17日 第8回教育委員会会議（定例会）

番 号	案 件
議案第15号	壮瞥町立学校職員の在宅勤務実施要領の制定について

7月17日 教育委員会協議会

番 号	案 件
協議第 1 号	教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価報告書（令和6年度実績）について
協議第 2 号	その他

9月10日 第9回教育委員会会議（定例会）

番 号	案 件
報告第 6 号	教育委員の任命について
報告第 7 号	専決処分（令和7年度教育費の補正）について
議案第16号	教育に関する事務の管理及び執行状況の点検及び評価報告書（令和6年度実績）について
議案第17号	令和7年度全国学力・学習状況調査「北海道版結果報告書」への市町村別結果の掲載について
議案第18号	令和7年度要保護・準要保護児童生徒の認定について

9月10日 教育委員会協議会

番 号	案 件
協議第 1 号	秋期教育委員学校訪問の日程について
協議第 2 号	その他

10月10日 第10回教育委員会会議（定例会）

番 号	案 件
報告第 8 号	教育委員会教育長の任命について
報告第 9 号	教育長職務代理者の指名について

12月18日 第11回教育委員会会議（定例会）

番 号	案 件
報告第10号	専決処分（令和7年度教育費予算の補正）について
議案第19号	令和8年度新入学児童及び特別支援学級・通常学級在籍児童生徒の教育措置に関する諮問について
議案第20号	令和7年度要保護・準要保護児童生徒の認定について
議案第21号	令和7年度全国体力・運動能力、運動習慣等調査「北海道版結果報告書」への市町村別結果の掲載について

1 2 月 1 8 日 教育委員会協議会

番 号	案 件
協議第 1 号	令和 7 年第 4 回定例会一般質問及び答弁について
協議第 2 号	学校給食費の改定について
協議第 3 号	その他

1 月 9 日 第 1 回教育委員会会議（定例会）

番 号	案 件
報告第 1 号	令和 8 年度新入学児童及び特別支援学級・通常学級在籍児童生徒の教育措置に関する答申について

1 月 9 日 教育委員会協議会

番 号	案 件
協議第 1 号	壮瞥町立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画について
協議第 2 号	その他

2 月 1 2 日 第 2 回教育委員会会議（定例会）

番 号	案 件
議案第 1 号	令和 8 年度教育行政執行方針について
議案第 2 号	令和 8 年度教育費予算について
議案第 3 号	壮瞥町立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画について

2 月 1 2 日 教育委員会協議会

番 号	案 件
協議第 1 号	壮瞥町小中一貫教育に係る基本方針の改定について
協議第 2 号	その他

3 月 4 日 第 3 回教育委員会会議（定例会）

番 号	案 件
報告第 2 号	一般教職員等人事について
議案第 4 号	教職員管理職人事について
議案第 5 号	令和 8 年度要保護・準要保護児童生徒就学援助（新入学児童生徒学用品費）の入学前支給について

4月 4日 教育委員会協議会

番 号	案 件
協議第 1 号	総合教育会議について
協議第 2 号	その他

3月25日 第4回教育委員会会議（臨時会）

番 号	案 件
議案第 6 号	教育委員会事務局職員の任免について

3月25日 教育委員会協議会

番 号	案 件
協議第 1 号	令和8年第1回定例会一般質問及び答弁について
協議第 2 号	その他

例年行っている予算審議、規則改正、各種委員の承認等、事務的な手続きによるもののほか、令和7年6月に完成した壮瞥中学校新校舎記念式典及び内覧会を本年7月26日に実施しました。式典には、教職員や生徒及び関係者115人が出席しました。

午後から開催した新校舎内覧会には、地域の皆さまや卒業生、児童生徒など122人の参加を得て実施しました。

また、10月13日から16日までの4日間、ケミヤルヴィ市から訪問団として、市長をはじめ、市議会第二副議長及び市担当者を含む大人6人、学生17人の計23人が8年ぶりに来町されました。

② 視察・訪問

教育委員会会議のほか、春期と秋期の2回、町内の各学校を訪問し、学校の経営方針や取組等について意見交換や授業参観を中心に行いました。

春期学校訪問 令和7年 5月21日 小、中学校、高等学校

秋期学校訪問 令和7年10月27日 中、小学校、高等学校

③ 各種行事・会議・研修会等への参加

町内各学校の入学式・卒業式については、教育長、教育委員が出席しました。

また、道教委等の主催する研修会に参加した他、道内各市町村の先進地域への視察研修として北斗市にて大野農業高校の生徒募集等について視察しました。

④ 壮瞥町総合教育会議の開催

地方教育行政の組織及び運営に関する法律の改正により、平成27年4月1日以降、すべての地方公共団体に総合教育会議を設置することが義務づけられ、また、総合教育会議において、首長と教育委員会が協議・調整を尽くし、首長が教育に関する大綱

を策定するとされました。このことから、壮瞥町においても、令和２年度に「壮瞥町教育大綱」を策定し、総合的な教育施策を推進しています。

令和７年度は、壮瞥町立学校の教育職員に関する業務量管理・健康確保措置実施計画について壮瞥町総合教育会議が開催され、教育長、教育委員が出席し、首長と協議を行いました。

Ⅲ 附属機関の活動状況

１ 社会教育委員会の活動

社会教育委員は、社会教育に関する計画の立案や調査研究を行うなどによって、社会教育に関して教育委員会に助言をする役割を果たしています。

令和７年度は第１回目の会議を６月に開催し、委員の改選期でありましたので委嘱状を交付し令和６年度の事業報告と令和７年度の事業計画について説明しました。２回目は、３月に開催し、令和７年度事業の報告と令和８年度の事業計画について説明をしました。

２ 文化財審議会委員会の活動

文化財審議会委員は、町の文化財や歴史的に価値の高い物などに対する課題や検討事項について会議等の開催や調査活動等を行っています。

令和７年度は、６月に会議を開催し委員の改選期でありましたので委嘱状を交付し、視察研修場所を検討し、寿都町に行き先を決め、「寿都町歴史文化基本構想」と伝統芸能「松前神楽」の担い手の育成について、施設見学を１０月に開催しました。

３ スポーツ推進委員会の活動

令和７年度においては、定例会議でのスポーツ振興関係事業の企画立案に加え、キッズスポーツクラブや、その他事業の講師としてご尽力いただきました。また、夏期キッズスポーツクラブでは、初めての試みとして、ダブルダッチ＆ダンス教室を企画・開催し、講師としてご指導いただきました。

NPO 法人そうべつ地遊スポーツクラブと共催の西胆振スポーツ鬼ごっこ大会では、大会運営や審判の協力をいただくなど、町のスポーツ振興に幅広くご尽力いただいております。

また、全道研究協議会、視察研修、管内研修、胆振西部の研修会に積極的に参加いただき先進事例などの情報収集に努めていただくとともに、情報交換を行うなどスポーツ全般に係る知見を広げていただきました。

Ⅳ 点検・評価

教育委員会では、令和７年度教育行政執行方針に掲げられた重点項目に基づき、その中に盛り込まれた施策・事業内容について自己点検及び評価をおこなっております。

Ⅴ 学識経験者の意見

地教行法第２６条第２項の規定による教育に関し、学識経験を有する者の知見の活用

については、教育委員会が行った点検及び評価の結果に関し、意見や助言をいただくこととしました。

このことにより、点検及び評価の客観性を確保するとともに、いただいたご意見等については、今後の施策や事業等の展開に活用していきます。

次の方からご意見をいただきました。

・堀井茂夫 氏 （町教育アドバイザー・元壮瞥中学校長）

【総合的な意見】

○学校教育、社会教育の事務事業全般にわたり取組状況、内部評価、課題と方向性について明確に分析された評価報告書となっています。

壮瞥中学校の新校舎が完成したことにより小中一貫教育の更なる充実した取り組みになるよう期待します。

授業の部分でも専科指導の拡大と全国学調の結果を分析して、学年によって学力に隔たりに出ないように授業改善をして取り組んでいただきたいと思います。

特別支援学級在籍児童生徒や支援が必要な児童生徒が増えてきていることから教員の負担も大きくなっていますが、個に応じた対応とその子に対して最適な環境となるよう今後の取り組みに期待します。

○社会教育の部分では、第9次社会教育中期計画に基づいた各領域の推進項目や具体的な施策の内容を具現化するために努力していただきたい。

○部活動の地域展開では、休日の地域展開を実施していますが、周辺の自治体や関係団体と連携して児童生徒がスポーツ、文化活動に興味関心が持てるような様々な活動が行われるよう今後の取り組みに期待します。

VI 点検・評価の結果

【個別項目の評価】

- | | |
|------------------------------------|--------|
| 1. 小中一貫教育の推進 | |
| 1) 小中一貫教育の推進について | 点・評 1 |
| 2) 郷土愛を育むふるさと教育と学校安全について | 点・評 2 |
| 2. 確かな学力を育む個別最適な学びと協働的な学びの実現 | |
| 1) 教員の指導方法の工夫・改善、加配制度の活用等について | 点・評 3 |
| 2) 確かな学力・体力の向上について | 点・評 4 |
| 3) 特別支援教育の取り組みについて | 点・評 5 |
| 3. 豊かな心の育成 | |
| 1) 豊かな心の育成といじめや不登校への取組の推進について | 点・評 6 |
| 4. 望ましい生活習慣の確立と防災教育 | |
| 1) 望ましい生活習慣の確立と防災教育 | 点・評 7 |
| 5. 教育環境の整備と学校給食 | |
| 1) 教育環境の整備と学校給食 | 点・評 8 |
| 6. 地域のに貢献する高校づくり | |
| 1) 農業高校の特色を生かした教育の実践について | 点・評 9 |
| 7. 地域とともにある学校づくり | |
| 1) 社会に開かれた学校づくりの推進について | 点・評 10 |
| 8. 生涯学習の推進 | |
| 1) 家庭教育・青少年教育の取り組みについて | 点・評 11 |
| 2) 成人・高齢者教育等の取り組みについて | 点・評 12 |
| 9. 芸術文化・文化財活動と読書推進 | |
| 1) 芸術文化・文化財活動の振興と読書推進について | 点・評 13 |
| 10. フィンランド研修 | |
| 1) 国際的な視野をもち活躍できる人材の育成について | 点・評 14 |
| 11. スポーツを核とした人づくり | |
| 1) スポーツによる地域活性化推進事業・部活動地域展開の推進について | 点・評 15 |

別記様式（重点施策に係る事務の管理及び執行の状況の点検及び評価シート）

《重点施策》 1. 小中一貫教育の推進
《点検・評価項目》 1) 小中一貫教育の推進について
《取組状況》 小中一貫教育の推進は、令和4年10月には学校管理規則を一部改正し、中学校併設型小学校及び小学校併設型中学校の設置について条文を加え、壮瞥町小中一貫教育を位置づけました。 令和4年12月には、壮瞥町小中一貫教育に係る基本方針を定め、小中学校の教員を対象に小中一貫教育に係る説明会を実施し共通理解を図り、令和7年度までの取り組みについて位置づけたところです。 令和7年度は各プロジェクトチームの課題を整理するための連携会議を3回、小中の意識の統一を図るための小中交流会を3回実施しています。 令和8年2月には、「壮瞥町小中一貫教育に係る基本方針（第2次）」を定め、令和12年度までの取り組みを設定して推進していきます。
《内部評価》 令和7年度の取組では令和6年度に引き続き、内容の吟味や質の向上を目的に、壮瞥町小中一貫教育推進委員会の各プロジェクトチームで協議が行われました。カリキュラム（教育内容検討）チーム、生活スタイル確立チーム、学びスタイル確立チーム、特別支援体制確立チームで中学校移転までと移転後を見据えた取り組みを実施し、小中一貫教育に関する取り組みの全てを実行に移し調整・修正を図っています。
《課題と方向性》 令和7年度の取組は、マネジメント（学校運営を検討する）チームでは学校運営に係る内容と学校備品等に係る調整、カリキュラムチームでは日課表、年間行事の再調整と年間指導計画の指導確認と整理、生活スタイルチームでは生徒会、児童会合同の取組の実施と体育、安全に係る行事の合同実施、学びスタイルチームでは合同校内研修会の複数回実施や共通した学び方や指導方法の確立、特別支援体制確立チームでは統一様式を活用した情報共有、交流会の実施と特別支援教育に係る研修会の複数回実施など取り組みました。
《外部意見》 令和7年度に中学校校舎が完成し、小学校に隣接したことにより児童生徒や教職員の交流も増えたことで、そうべつ型小中一貫教育の一つのゴールとなりましたが、同時に実践に向けたスタートでもあります。 令和6年度までに積上げてきた、年間指導計画や児童会、生徒会活動、合同校内研修会などの計画を実践していただき、より良いそうべつ型小中一貫教育を推進していただきたいと思いますし、小中一貫教育について町民の皆さんに周知していただきたいと思います。 また、令和8年2月には、「壮瞥町小中一貫教育に係る基本方針（第2次）」を策定し、令和12年度までの取り組みを設定して推進していくことに期待します。 今後は小中一貫教育の先進的な取り組みを管内や全道に向けた公開研究会や実践発表会などを実施して、その取り組みを紹介していただきたいと思います。

点・評 1

別記様式（重点施策に係る事務の管理及び執行の状況の点検及び評価シート）

《重点施策》 1. 小中一貫教育の推進
《点検・評価項目》 2) 郷土愛を育むふるさと教育と学校安全について
《取組状況》 令和7年度におきましても、壮瞥町小中一貫教育の取組の一つとして、「そうべつ型ふるさと教育」の全体計画を策定し、小学校1，2年生では、学びの準備として「知る、楽しむ」、3，4年生では、学びの基盤づくりとして「気付く」、小学5，6年、中学1年生では、学びの深まりとして「考える」、中学3年生では、学びの充実、発展として「生かす」、このように小中9年間で連続性と系統性を持たせて取り組んでいます。 学校安全では、令和2年度に壮瞥町通学路交通安全プログラムを策定、また、クマ出没対応マニュアルを策定して、児童生徒の通学路等の安全確保に努めています。 夏の猛暑対策として、児童生徒の健康を守ることを最優先に考え、学校管理規則を改定し、長期休業の総日数を56日に変更するなどの措置を講じました。
《内部評価》 子どもたちが、自分の住んでいる地域に関心を持ち、地域と関わっている児童生徒が多く、他人の役に立つ人間になりたいという意識をもった子どもたちに成長しています。 「そうべつ型ふるさと教育」の取り組みにつきましても、9年間のゴールとして、中学3年生が自分たちの考えや取り組みについて総合文化交流会と子ども議会で発表することが「ふるさと教育」の成果です。 学校安全につきましても、通学路の安全対策を継続するとともに、クマ出没対応、熱中症対策も含め各学校には危機管理対策について随時見直すよう進めていきます。
《課題と方向性》 地域の歴史、伝統、文化、産業、観光等の理解を図るため、次年度以降も社会教育では、子ども郷土史講座や洞爺湖有珠山ジオパークを活用した自然体験を通じてふるさと愛を育む取り組み、学校教育では「そうべつ型ふるさと教育」を通じてこの地域が自然や文化、人材等に恵まれていることを学び、気付かせ、生かす取り組みが必要と考えます。 通学路の安全対策では、危険箇所の合同点検を実施し、引き続き危険箇所の解消について関係機関へ要望を行い、改善していくとともに、学校安全対策では、不審者対策や防犯対策など学校のセキュリティー対策にも継続して取り組んでいきたいと考えています。
《外部意見》 そうべつ型小中一貫教育の中でそうべつ型ふるさと教育の取り組みとして、小学校1年生から中学校3年生まで9年間の系統性と連続性を確保して取り組んでいることを高く評価します。 取り組みのゴールとして、中学3年生で壮瞥町子ども議会で成果の発表や町に対して素晴らしい提言を行っていますので、今後の取り組みに期待します。 子ども郷土史講座など社会教育事業に参加する児童生徒にも新たな郷土の発見ができるような内容に取り組む、社会教育と学校教育の連携が深まるような取り組みに期待します。 学校安全は児童生徒の交通安全に留意して指導することや警察など関係機関と連携して不審者対策や防犯対策など地域や家庭と協働しながら取り組むことが効果的であると思います。

点・評2

別記様式（重点施策に係る事務の管理及び執行の状況の点検及び評価シート）

《重点施策》 2. 確かな学力を育む個別最適な学びと協働的な学びの実現
《点検・評価項目》 1) 教員の指導方法の工夫・改善、加配制度の活用等について
《取組状況》 教職員定数加配を活用し、小・中学校においてT.T指導（チームティーチング：2人の教員による指導）や習熟度別少人数指導の充実を図りました。令和7年度からは小学校を本務校とし、小学校教諭による中学校への乗り入れ指導を実施しました。小学校児童の実態を把握している教員が中学校での指導にあたることで生徒への安心感を与えるとともに、小・中学校で指導の共通理解を図りながら、小学校から中学校へと連続性のある指導体制を整えることができました。 また、小学校では、専科指導非常勤講師を活用した5、6年生の理科指導、スキー指導員の資格を所有する中学校体育教員によるスキー指導、3～6年生の音楽・体育において教科担任制を実施する等、教科担任制の導入に向けた取り組みを継続しました。 その他、教育アドバイザーを小・中学校に派遣することで、各学校に沿った指導、支援の推進に努めました。
《内部評価》 加配教員による乗り入れ授業や非常勤講師による理科の専科指導については、北海道教育委員会の支援のもと、有効かつ効果的に活用することができました。加配教員を活用し、小学校5、6年生の算数ではT.T指導や習熟度別少人数指導によるきめ細やかな指導を実現、外国語活動・外国語・英語では7年間を見据えた指導の系統性・連続性を構築、非常勤講師による専科指導や一部教科担任制の導入では、専門性の高い授業を提供することができました。また、教員の働き方改革、業務改善にも繋げることができました。 今後も、教育アドバイザーを小・中学校に配置し、学校の現状を把握、教育委員会と情報共有を図ることで、生徒支援や生徒指導等に迅速に対応していくことが必要です。
《課題と方向性》 加配教員や非常勤講師は、北海道教育委員会より継続して配置されておりますが、本町が活用できる加配配置枠には限界が来ており、今後、道教委の方針により加配教員や非常勤講師が配置されなくなる可能性があります。その場合、T.T指導や習熟度別少人数指導、専科指導等、指導体制の充実を図ることが困難になることが懸念されます。 加配教員等が配置されなくなった場合も、町の財源で専科指導ができる非常勤講師を雇用する等、現在の指導体制を継続していくための検討が急務です。 また、管理職への指導・助言及び生徒支援・指導等を教育委員会と情報共有をしながら進めていくため、教育アドバイザーの継続した配置が必要です。
《外部意見》 令和7年度から指導方法工夫改善加配は本務校が小学校となり中学校への乗り入れ授業をすることで小学校からの外国語活動、外国語、英語で7年間を見据えた指導が展開されていることと、今後もALTを有効に活用することで取り組みの成果に期待します。 小学校での理科以外の専科指導も徐々に行われ、小中一貫教育の取り組みとして今後も継続していただきたい。また、教育アドバイザーについても管理職の指導など今後も継続した配置をお願いしたい。

点・評3

別記様式（重点施策に係る事務の管理及び執行の状況の点検及び評価シート）

《重点施策》 2. 確かな学力を育む個別最適な学びと協働的な学びの実現
《点検・評価項目》 2) 確かな学力・体力の向上について
《取組状況》 全国学力・学習状況調査の結果、全国平均と比較し、小学校では国語が－7.3P、算数が－0.4P 下回り、理科が2.1P 上回る結果となり、中学校では国語が9.3P、数学が15.3P 上回る結果となりました。調査を分析した結果、小学校では「書くこと」「読むこと」に、中学校では「自分の考えを表現すること」に課題が見られました。退職外部人材による T.T 指導等、きめ細やかな指導を実施することで苦手意識の解消を図るとともに、小学校では「レベルアップタイム」、中学校では「放課後学習」の時間を活用し、個々の課題に取り組むことで、基礎学力の底上げと学習内容の確実な定着に取り組みました。 体力向上の取組としては、小学校では体育の授業で自ら工夫して練習やゲームができるよう指導方法の工夫を図ることで、また中学校では、授業の導入場面で改善が必要な競技にリンクした種目を行い苦手意識を克服することで、運動に対する意欲が向上するよう取り組みました。 9年間の発達段階を見通した指導体制を構築するとともに、家庭学習強化週間の実施や生活リズムチェックシートの実施等、学校と家庭が連携した学習習慣・生活習慣の定着を推進しました。
《内部評価》 学校の研修部や学力向上コーディネーターが中心となり、全国学力・学習状況調査の結果を分析、課題を洗い出し、授業改善に取り組みました。小学校では、児童に委ねる場面を意図的に設定し、主体的に学習の方法やペースを考えるよう工夫することで基礎学力の向上を図り、中学校では、学びの成功体験を実感できる機会を増やすことで学習に対するモチベーションや自己効力感を高めるような授業を実施しました。 体力向上については、全学年で体力テストを実施し、児童生徒一人一人の体力等の現状や課題について学校全体で共通理解を図りました。また、キッズスポーツクラブ等を実施することで、保護者との連携を図ることができ、家庭や地域を巻き込んだ取り組みを推進することができました。
《課題と方向性》 小中学校ともに自分の考えを書く・表現する問題に課題が見られました。小・中学校が連携した家庭学習強化週間の実施や生活リズムチェックシートの活用を通して、家庭学習の更なる定着図り、学習習慣・生活習慣の確立を目指す必要があります。 体力向上については、今後もスポーツクラブ等と連携し、幼少期からスポーツに親しむ環境づくりと様々なスポーツを経験する機会の提供を継続していく必要があります。
《外部意見》 令和7年度の全国学力学習状況調査の結果で小学校では、国語、算数とも全国平均以下、中学校では、国語、数学とも全国平均以上という結果でしたが、分析を見ますと小中共通して、読むこと、書くこと、表現する力などに課題が見られるとなっていますが、毎年同じような課題が見られますので、早急に抜本的な解決策に取り組んでいただきたい。 体力の向上につきましては、「体力向上プラン」に基づき各学校での取り組みに期待します。

点・評 4

別記様式（重点施策に係る事務の管理及び執行の状況の点検及び評価シート）

《重点施策》 2. 確かな学力を育む個別最適な学びと協働的な学びの実現
《点検・評価項目》 3) 特別支援教育の取り組みについて
《取組状況》 個々の状況に応じた適切な教育支援を行うため、特別支援教育支援員を5名（小学校4名、中学校1名）配置しました。また、特別支援教育連携協議会及び専門部会において保育所や各学校の状況や対応について情報共有を行うことで、保育所から中学校までの継続的な支援や適切な就学に向けて関係機関との連携を図りました。 その他、スクールカウンセラーやパートナーティーチャー派遣事業の継続、スクールソーシャルワーカー派遣事業の活用により、児童生徒への適切な教育支援の実施に努めました。
《内部評価》 定期的に保育所を訪問することで、就学予定児童についての情報収集を行うとともに、保育所や療育機関等の関係機関と連携することで、就学に向けた教育相談を早い段階から実施することができました。また、各学校との情報共有、支援員からの報告書等に基づき、学校と教育委員会が児童生徒の状況を把握することで、適切な支援に繋げることができました。 適切な就学を決定するためには、早い段階で保護者へアプローチし、特別支援教育への理解を図ることが必要です。今後も、保育所等の関係機関との連携を更に強化し、保護者への周知と特別支援教育への理解を得る取り組みを推進していくことが重要です。
《課題と方向性》 就学・進学の際に適切な教育措置を決定するためには、保護者の理解が不可欠です。教育相談のチラシを保護者に配付する等、特別支援教育の重要性を正しく周知するとともに、教育相談の際には保護者の困り感に寄り添う等、不安を感じている保護者が気軽に相談できる環境づくりが重要です。 また、適切な教育支援を行うためには、個別の指導計画を作成し、継続した指導を行うとともに、特別支援教育に精通した人材の確保が重要です。引き続き各学校に特別支援教育支援員を配置するとともに、特別支援学校や特別支援教育コーディネーター等、専門性の高い職員や機関との連携を更に強化する必要があります。
《外部意見》 特別支援教育支援員が小中で5名配置し、今年度も手厚い支援体制で特別支援教育が実施できたことは素晴らしいことであると思います。更に外部の関係機関と連携していただきたい。 今後も特別支援教育に精通した教員の配置や専門性の高い人材の確保と校内研修等を実施し、全教職員へ特別支援教育に関する知識の向上と更に小中での連携した取り組みも必要と考えます。 壮瞥町は支援員の配置に配慮し、きめ細かな体制を継続していただいていますので、効果的な特別支援教育が推進されていることを高く評価します。 今後も、必要な支援員の確保についてよろしくお願いします。

点・評 5

別記様式（重点施策に係る事務の管理及び執行の状況の点検及び評価シート）

《重点施策》 3. 豊かな心の育成
《点検・評価項目》 1) 豊かな心の育成といじめや不登校への取組の推進について
《取組状況》 縦割りの班活動など、一人一人が自ら感じ、考え、他者との対話を大切にする時間を確保しました。 いじめはどの学校、どの子でも起こりうるということを前提に、未然防止に努めるとともに、いじめの初期段階のものも含めて積極的に認知し、児童生徒の小さなサインを見逃さない体制づくり、児童生徒の主体的な取組の推進等、学校・家庭・地域が連携し、社会全体でいじめ問題を克服する取り組み組を実施しました。 また、学校・教育委員会・住民福祉課が不登校傾向にある児童生徒について情報共有を行う場を設定するとともに、小・中学校ともに北海道教育委員会のスクールソーシャルワーカー派遣事業を活用し、専門家の助言に基づき、不登校対策の取り組みを実施しました。
《内部評価》 令和7年度のいじめ認知件数は67件で、昨年度と比較して17件の増となっております。「いじめ」という直接的な表現ではなく、「嫌な思い」を積極的に認知し、小さなサインも見逃さず、児童生徒一人一人と向き合い、対応を行った結果となっております。認知した全てがすでに解決済みであったり、心理的・物理的な行為は止んでいる状況です。いじめ根絶に向け、常に組織的に対応する等、迅速・的確に対応できる校内体制づくりに努めました。 不登校対策としては、スクールソーシャルワーカーの助言に基づき、校内教育支援センターの学習環境を整え、児童生徒の学びの保障に努めました。
《課題と方向性》 「いじめ」はどんな理由があっても許されないことだと思いますかという問いに対し、「そう思う」と回答した児童生徒の割合は、小学校で96%、中学校で98%となり、約3%の児童生徒が「そう思わない」「わからない」と回答しました。全ての小中学生が「そう思う」と回答できるよう、授業だけではなく、様々な活動の中で児童生徒が主体的に考える場面を設定することで、「いじめ」は許されないと意識づける取り組みを継続することが重要です。また、児童生徒間のトラブル等、小さなサインを見逃さないための組織的な体制構築と生徒指導、相談体制の充実のため、教育アドバイザーやスクールカウンセラー配置を継続していきます。 また、不登校への対応として、学校・教育委員会・住民福祉課による情報共有の継続、必要に応じてスクールソーシャルワーカーの派遣要請、校内教育支援センターの体制強化等、関係機関との連携を密にした取り組みを推進していくことが大切です。
《外部意見》 いじめの認知件数が67件で例年より多い件数ですが、積極的に認知する結果で、子どもたちからのサインを見逃さない取り組みの継続を望みます。けんかやトラブルなどの些細なことがいじめにつながると考えられますので、各学校では道徳や学活、教育相談などしっかり取り組んでいただきたい。今後も、「いじめは許されない」という意識の定着に向けた取り組みに期待します。 不登校の児童生徒の減少に向けた取り組みとして、関係機関部局が連携した情報共有については、今後も継続していただきたい。

点・評6

別記様式（重点施策に係る事務の管理及び執行の状況の点検及び評価シート）

《重点施策》 4. 望ましい生活習慣の確立と防災教育
《点検・評価項目》 1) 望ましい生活習慣の確立と防災教育
《取組状況》 望ましい生活習慣の確立は引き続き、各学校において生活リズムチェックシートや家庭学習の手引、小中連携した啓発活動を通して継続的に家庭と連携を図りながら、生活習慣改善や家庭での学習習慣定着に取り組んでいます。 電子メディアの正しい利活用について小中ではそれぞれ、ケータイ・スマホ安全教室を実施しています。 防災教育につきましては、「自ら判断し、自分の命を守る」ための災害発生時対応を日常的に指導することと、小中高で「1日防災学校」を実施しています。
《内部評価》 家庭と連携した生活・学習習慣の確立に向けた取り組みとして、生活リズムチェックシートを活用し、その結果を活用し見直しに活用するなど工夫して取り組んでいます。 ケータイ・スマホ安全教室を実施することで子どもたちが犯罪やトラブルに巻き込まれる危険性について学ぶ取り組みとなりました。 令和7年度におきましても各学校で取り組んだ、「1日防災学校」は児童生徒の防災に対する意識の向上を図るための有効な取り組みでした。
《課題と方向性》 望ましい生活習慣の確立が、知・徳・体の調和がとれた成長に重要なことから、引き続き「生活リズムチェックシート」等の資料活用や「健康3原則」（食事、睡眠、適切な運動）の定着に向け家庭と連携した取り組みを継続します。 壮瞥小学校では、「壮小生活スタンダード」の定着に向けた取り組みと、壮瞥中学校ではゲームやネット利用について家庭や保護者と連携した取り組みが重要です。小中一貫教育の中でも、9年間を見通した生活習慣について協議検討を進め、小中統一した「生活のきまり」を設定して取り組んでいく必要があります。 防災教育では、豪雨災害や雪害それから火山と共生する町に住む児童生徒として、防災に対する意識の向上を図るため、小中一貫教育で連携した「1日防災学校」や避難訓練（引渡し訓練）の実施にむけて内容を工夫して特色を出していく必要があります。
《外部意見》 望ましい生活習慣の確立に向けた取組は、「生活リズムチェックシート」の積極的な活用と家庭との連携が必要です。しかしながら、ゲームやユーチューブに熱中し昼夜逆転している児童生徒がいることも現実であることから、子どもの将来の目標をしっかりと持たせたり、家庭との連携・協力することで、生活リズムの改善に努力していただきたい。 防災教育では、小中一貫教育の取り組みを生かして連携した「1日防災学校」や避難訓練など合同で実施するような計画を立てて実施していただきたい。

点・評 7

別記様式（重点施策に係る事務の管理及び執行の状況の点検及び評価シート）

《重点施策》 5. 教育環境の整備と学校給食
《点検・評価項目》 1) 教育環境の整備と学校給食
《取組状況》 壮瞥中学校の立替事業については長年の懸案事項でしたが、令和7年6月末に完成し7月に引渡しを受けた後、「壮瞥中学校新校舎完成記念式典」及び内覧会を実施し7月末に引越を済ませ生徒は2学期より新校舎で快適な学校生活を送っています。 壮瞥小学校とは渡り廊下で結ばれ、小中一貫教育も本格的に推進しています。 壮瞥高校については、昭和41年までに整備された校舎で築50年以上経過した建物のため、必要な修繕等を実施しています。 学校給食については、「だて歴史の杜食育センター」での調理・配送に移行され、衛生的な施設から円滑な給食の提供に取り組んでいます。
《内部評価》 久保内小学校は教育委員会で引き続き校舎の適切な管理を行いますが、今後の在り方については、町長部局とも協議、検討を進めてまいります。 壮瞥高校につきましては、教育環境整備と今後の在り方につきましては、引き続き町長部局と協議、検討を進めてまいります。 給食の食物アレルギー対応では、令和2年に設置した「壮瞥町立学校における食物アレルギー対応連絡協議会」の運用に基づき、壮瞥町立学校給食アレルギー対応基本方針に則った安全な提供体制を継続しています。これにより、各学校において方針に基づいた適切なアレルギー対応を実施しています。
《課題と方向性》 久保内小学校は教育委員会で引き続き校舎の適切な管理を行いますが、壮瞥高校を含めた教育施設等の在り方について町長部局と協議、検討が必要です。 給食の食物アレルギー対応については、今後も連絡協議会を通じた情報共有を徹底するとともに、調理、配送を担う「だて歴史の杜食育センター」等との連携を深めます。 引き続き、基本方針に基づいた安全な給食の継続と事故未然防止に向けた体制の充実に努めます。
《外部意見》 教育環境の整備については、壮瞥中学校が新しくなりましたが、壮瞥小学校の外壁や屋根など大規模改修等について計画的に更新していただきたい。 久保内小学校と壮瞥高校の在り方については、今後町長部局と十分協議して進めていただきたい。 学校給食につきましては、引き続き伊達食育センターと連携を図り、食育指導の系統的な取り組みの実施と食物アレルギーについても連携して取り組んでいただきたいと思います。

点・評8

別記様式（重点施策に係る事務の管理及び執行の状況の点検及び評価シート）

《重点施策》 6. 地域に貢献する高校づくり
《点検・評価項目》 1) 農業高校の特色を生かした教育の実践について
《取組状況》 平成26年度に園芸科から地域農業科に学科転換を行い、管内唯一の農業高校として地域農業と地域経済を担う人材育成を目指した教育活動の実践を行っています。令和2年度には農業生産工程管理（JGAP）の認証取得や、各種生産物販売会等創意工夫を凝らし実践し、春季苗販売の朝市や秋の収穫祭、リンゴ鉢花販売会を実施しました。生徒のスキル向上として農業技術検定等資格取得助成制度の実施や、教科書無償化、通学定期補助等の支援を実施。日本学校農業クラブ南北北海道連盟実績発表大会を当校が当番校として実施。本校の生徒は優秀賞・全道大会に参加しました。またこの取り組みは第2回みどり戦略学生チャレンジで北海道農業研修センター長賞を受賞しました。農業技術鑑定競技会では、5名が全道優秀賞（内草花部門最優秀1名）を受賞。全国大会には野菜・草花の各分野において2名が参加。特色ある取り組みとしてアンテナショップ「めぐみ」を開催、りんごまつりへの出店等、生産物の販売による接客機会を提供することができました。また、高校ではいち早くコミュニティースクールを導入し、地域とともにある学校づくりを推進しています。
《内部評価》 学習指導では育成したい生徒像を基に、身につけたい資質、能力を具現化させ教育計画全体の見直しと教科指導の改善・充実を実践し、生徒指導では生徒個々の小さな変化を見逃さず、いじめなどの問題行動の早期発見に努めるとともに、スクールカウンセラーによる相談などきめ細かな対応に心掛けています。また、町教委より貸与されているipadを活用した授業を積極的に取り入れています。 進路指導では、生徒の希望する進路に向けた指導を行い進路決定率100%を確立し、保護者・生徒に大きな安心感を与えていることが一定数の入学者確保に繋がっていると考えます。
《課題と方向性》 地域農業科が持つ特色ある高校づくりが継続され、農業や地域産業の担い手として必要な知識と技術の習得、地域経済を担う人材育成を目指し、基本的知識や能力を身につけられるよう全教職員が一丸となった取り組みが必要と考えます。 入学者確保については、管内高校の統合等、少子化が一層加速しており、生徒募集の危機感があるものの、きめ細かな中学校への個別訪問や中学校教員向け説明会を実施した結果、一定数の確保は行っていますが、更なる工夫が必要と考えます。教育環境整備につきましては、町部局とともに継続して協議、検討していきたいと考えています。
《外部意見》 壮瞥高校につきまして、西胆振の中学卒業予定者が減少する中、生徒募集が課題となっていますが、胆振管内唯一の農業高校としての取り組みと入学した生徒個々の状況に合わせた指導が評価されていることは素晴らしいことだと思います。また、町内の環境美化活動や整備活動や様々なイベントに参加され、生徒たちの活動は町の地域振興にも役立っていると思います。 農業クラブでの取り組みは全道大会や全国大会に多く出場するなど実績がありますので、その取り組みを外部へ発信するなどすることで、入学者の確保に努めていただきたい。

点・評 9

別記様式（重点施策に係る事務の管理及び執行の状況の点検及び評価シート）

《重点施策》 7. 地域とともにある学校づくり
《点検・評価項目》 1) 社会に開かれた学校づくりの推進について
《取組状況》 本町は、小中高の全ての学校に学校運営協議会を設置し「地域とともにある学校ーコミュニティ・スクール（地域住民が学校運営に参画する仕組み）」の取り組みを行い、学校評価を主体に地域住民等から支援策や提案を受けながら評価を行い、学校運営の改善に取り組んでいます。 小学校と中学校で合同の学校運営協議会として実施し、令和7年度も、3回の学校運営協議会を実施し学校運営に関してのご意見をいただいております。 小・中学校ではそうべつ学びサポーターを募集し、地域の人材や施設、外部機関と連携し学校の応援団を活用しながら教育活動を進めています。
《内部評価》 学校運営協議会の運営を「学校主導」から「住民主体」に「学校運営の質の向上」のほか「学校教育の質の向上及び学校を核とした人づくり・地域づくり」に取り組み、環境学習や防災学習、ボランティア活動、その他良質な体験活動を通じて、子どもたちが健やかに成長することに繋がっていると考えます。 そうべつ型学校評価を活用し、計画・実行・評価・改善のサイクル（PDCAサイクル）による学校評価を行い学校運営協議会委員と第三者評価委員の意見を受けて次年度の学校運営に生かしている取組が定着し成果を上げています。 さらに、地域学校協働活動推進地域コーディネーターを配置し地域と学校のパイプ役として機能しています。
《課題と方向性》 本町の3校の学校運営協議会では、委員さんより様々な意見をいただき学校経営に反映してきました。 こうした取り組みを更に充実させ、多くの地域住民が、子ども達の教育や成長に直接関わる学校支援の取り組みを推進し、より良い教育を通じて更に良い社会を創るという目標を持って、地域と学校が連携し社会に開かれた教育課程の実現に向けて取り組む必要があると考えます。 今後も地域と学校が協働して、「壮瞥の子ども達のために、地域の子どもは地域で育てる」を共通認識として持ち、学校運営協議会と地域学校協働活動の取り組みを車の両輪として、地域とともにある学校づくりの推進、学校を核とした人づくりや地域づくりを進めていくことが必要と考えます。
《外部意見》 学校を核とした人づくり、地域づくりを推進するにあたり、学校運営協議会が学校と地域住民と協働で学校改善を推進し学校評価につなげていく仕組みが定着しています。 学校運営協議会委員が主体的な活動ができる仕組みを考えていただき、積極的な活動となることを期待します。 地域学校協働活動推進コーディネーターを配置していますので、効率よく活用していただき、学校と地域の連携を図るパイプ役として今後も活躍していただきたい。

点・評 1 0

別記様式（重点施策に係る事務の管理及び執行の状況の点検及び評価シート）

《重点施策》 8. 生涯学習の推進
《点検・評価項目》 1) 家庭教育・青少年教育の取り組みについて
《取組状況》 令和7年度の家庭教育支援事業としては、「親力」つむぎ事業に変わる事業として、親子で学ぶ機会の提供や参加親子間の交流を深めることを目的に、親子ふれあい事業兼食の交流事業として防災講演と地域食材を活用したジオピザづくり（26名参加）を実施しました。 青少年教育の取り組みとしては、自分たちの郷土壮瞥町の自然の様子や歴史を学習することにより郷土についての理解を深め、関心を高めさせる「壮瞥町子ども郷土史講座」（計3回、累計25名参加）、夜空に輝く星座を観望し、宇宙に対する興味を奮起させ、知識と理解を深める「夜空を見る集い」（計9回、累計136名参加）、また子ども会事業に協力し、北海道の伝統文化百人一首に親しむ「かるたクラブ」（計4回、累計16名参加）や、百人一首・コマ回し・餅つき・けん玉を行う複合型イベント「令和7年度 子ども会×スポーツ少年団合同新年会「新年！伝統あそびの日」」（49名参加）等の事業を実施しました。
《内部評価》 親子ふれあい事業は、親子で防災に関する知識を深めることに加え、協力して調理を行うことで参加親子間の交流を深めることができたと考えています。 また、「壮瞥町子ども郷土史講座」などを通じた親子での体験活動は、良好な親子関係を築くために有効な取り組みであり、次年度以降も実施していきたいと考えています。積極的な広報活動を行い、より多くの方に参加していただけるよう努めます。 壮瞥町子ども会育成連絡協議会の活動では、指導者の育成や支援が課題であるため、地域と連携しながら取り組みを進める必要があると考えています。
《課題と方向性》 事業については、参加者のニーズを発掘しながら興味を引く内容を考えていますが、参加者の固定化が課題であると考えています。マンネリ化しない企画立案や周知方法の工夫により、事業効果を高められるよう努めます。 青少年教育では、子ども会活動の支援協力を継続し、他市町とも連携しながら育成者や指導者の発掘育成に努めていくことが必要であると考えています。
《外部意見》 青少年教育の子ども郷土史講座は、昭和58年から長きにわたり実施してきた事業であり、子どもたちが郷土の歴史や火山防災などを学習し郷土愛を深める事業ですので継続していただきたいと思いますが、参加者の確保が課題であれば、昭和新山の学習を小学校の宿泊学習と共催するなど工夫した取り組みにしていきたい。その他の講座も視点を変えた事業の展開など実施していただきたいと思います。 家庭教育は、親子で参加できるような事業展開も素晴らしいと思いますが家庭の教育力向上と望ましい生活習慣に繋がるような内容に取り組んでいただきたい。

点・評 1 1

別記様式（重点施策に係る事務の管理及び執行の状況の点検及び評価シート）

《重点施策》 8. 生涯学習の推進
《点検・評価項目》 2) 成人・高齢者教育等の取り組みについて
《取組状況》 令和7年度の成人向け事業としては、大人としての自覚を持たせ、今後の人生を着実に歩んでもらえるよう、人生の節目としての二十歳を祝う会を開催しています。 また、高齢者教育としては、高齢者が社会の変化に対応し、日々充実した豊かな生活を目指すため、健康維持と趣味教養の向上を図ることを目的として山美湖大学を9回開催し、累計で145名が参加しました。講座内容は参加学生に対するアンケートやリクエストなどを参考に都度企画しており、講演や趣味教養、健康増進講座などバラエティ豊かな講座を提供しています。
《内部評価》 二十歳を祝う会での参加者のミニスピーチは、保護者への感謝の気持ちや今後の目標等が自分の言葉で語られ、社会人の一員としての自覚や家族とのつながりが感じられる式典となりました。記念品の特産品も町の魅力を再発見することにつながったと考えています。 山美湖大学は高齢者教育の枠組みの事業ですが、講座内容によっては一般町民、子どもも参加対象として、多世代交流が図られるように対応しました。今後も参加者アンケート結果等を参考にし、限られた予算を有効に活用した事業を実施していきたいと考えています。
《課題と方向性》 成人教育では、壮瞥町第9次社会教委育中期計画で成人教育の推進目標に沿って現役世代のニーズに合わせた講座や取り組みなどを推進していく必要があります。また、各文化団体やサークル等と連携を図り、今後も活動を支援する体制を継続していくことも必要と考えています。 高齢者教育では、高齢者が生き生きと活動し存在感を発揮するために、参加者の興味に沿った講座を開講するほか、地域の人的資源を活用し、多様な機会を提供していきたいと考えています。
《外部意見》 壮瞥町第9次社会教育中期計画で成人教育の推進目標は「自らを高める取組とニーズに対応した、学習機会の提供や地域づくりを進める成人教育の推進」と掲げられ具体的な施策に成人層のニーズを反映した講座や防災、減災を意識した取組の推進とあることから、住民の学習意欲を満たす事業や地域の課題解決のための取り組みなどを計画していただきたい。 高齢者教育についても山美湖大学での講座等が中心になると思いますが、高齢者が健康で生きがいのある生活を送るために、自らの経験を生かした取り組みを行うなど、工夫した内容を検討していただきたい。 社会福祉協議会とも連携しながら効果的で満足度の高い事業展開に期待しています。

点・評 1 2

別記様式（重点施策に係る事務の管理及び執行の状況の点検及び評価シート）

《重点施策》 9. 芸術文化・文化財活動と読書推進
《点検・評価項目》 1) 芸術文化・文化財活動の振興と読書推進について
《取組状況》 壮瞥町地域交流センターでは、運営ボランティア実行委員会と教育委員会が連携を図り、令和7年度は主催事業を3本実施しました。「八神純子コンサート」や「堀江淳×VOICEコンサート」など多くの住民が楽しめる催しものを開催しました。 また、児童生徒が様々な芸術文化に触れる機会をもつことができるよう、令和7年度は中学生を対象に芸術鑑賞会を実施したほか、多くの住民に高いレベルの芸術文化に触れてもらう機会を増やし、文化振興の意識高揚を図ることを目的として芸術鑑賞ツアー（計3回、計21名）を実施しました。 読書推進では、毎月図書ボランティア定例会を開催し、イベントの企画運営や図書室の装飾、蔵書展示等、図書ボランティアとともに読書活動の推進に取り組みました。
《内部評価》 優れた舞台芸術の鑑賞機会を提供することは、芸術文化に対する意識の高揚が図られ、町民自らの芸術文化活動に大きな刺激を与えるものと考えており、今後も継続したいと考えています。 読書推進については、今後も図書ボランティアの積極的な協力を得て、図書室おはなし会や分室事業、本の展示などに取り組み、充実した図書環境を提供できるようにしたいと考えています。
《課題と方向性》 今後も運営ボランティア実行委員会と連携を図り、住民のニーズに合った事業を展開していく必要があると考えています。運営ボランティア実行委員会の運営については、多様な芸術・文化活動が行われるよう、独自財源確保などを進めていく必要があると考えます。 施設については、必要に応じて備品、設備の更新を図り、多様な事業が実施できる環境の整備を行っていくことが必要と考えています。 文化財保護の在り方について、関係団体と連携し、保存継承に対する支援を継続的に行うことが必要であると考えています。 読書推進事業は、「壮瞥町子ども読書活動推進計画（第四次計画）」に基づいて読書推進を図り、図書室を利用してもらう工夫や、読書に関心がない方に図書や読書に親しみを感じてもらう取り組みを検討していく必要があると考えています。
《外部意見》 芸術文化の振興につきましては、今後も住民のニーズを把握して運営ボランティアや町文化協会と連携し今後も継続した取り組みをお願いします。 文化財活動につきましては、令和6年度から取り組んできました、仲洞爺獅子舞の保存伝承活では、役場職員や地域の皆さんそれから保存会の皆さんが協力して獅子舞を復活させて壮瞥神社祭典で披露したことは大変すばらしい取り組みで高く評価します。今後も獅子舞の継承活動の継続と担い手の育成等について取り組んでいただきたい。 読書推進につきましては、児童生徒の学力向上にもつながることから、学校とも連携して、「子ども読書推進計画（第四次計画）」に基づき推進していただきたいと思います。

点・評 1 3

別記様式（重点施策に係る事務の管理及び執行の状況の点検及び評価シート）

《重点施策》 10. フィンランド研修と今後の在り方
《点検・評価項目》 1) 国際的な視野をもち活躍できる人材の育成について
《取組状況》 令和7年度は、中学生フィンランド国派遣（海外研修）事業の実施がありませんでしたが、約8年ぶりにケミヤルヴィ市からディーナ・ソラティエ市長含む23名の訪問団が壮瞥町を来訪し、学校訪問や町内施設訪問、町民交流を実施しました。
《内部評価》 小学校訪問では、6年生とお互いの町紹介をして交流しました。児童からはスライドを使用し、壮瞥町のことを英語で説明し、ケミヤルヴィ市参加者からは自己紹介とフィンランドやケミヤルヴィ市の好きなことを紹介してもらいました。 また、その後お互いに質疑応答の時間を取り、双方から積極的に質問がでていました。中学校訪問では、3年生の英語と1年生の社会の授業に分かれて参加し、お互いコミュニケーションを取り大変実践的な国際交流や異文化理解ができました。 最後に全校生徒によるよさこいや吹奏楽部によるフィンランド国歌など披露してもらい、学校訪問は双方の交流発展に大きく寄与するものとなりました。
《課題と方向性》 ・ケミヤルヴィ市側の経済状況により、壮瞥町派遣事業の頻度が減少していることから、オンライン交流の環境を整えておく必要があり、学校訪問の際、小、中校長とケミヤルヴィ市側との協議で次のことが提案されました。 小学校5・6年生のWEB交流（インターネットのビデオ通話などを活用したオンライン交流）、中3と高1（フィンランド）のWEB交流、特別支援教育担当教員同士のWEB交流。 この提案に対してWEB交流等の時間の確保、担当教員及び特別支援担当教諭との交流内容について検討を進めることが必要です。 令和8年度ケミヤルヴィ市学校訪問時に校長間で再度意思確認を行い、実施していきたいと考えています。
《外部意見》 令和7年度にフィンランド国ケミヤルヴィ市より訪問団が8年ぶりに来町され、様々な交流プログラムを実施したことにより、友好の絆がさらに深まったことは大変有意義な取り組みであったと思います。 児童生徒や教員間のWEB交流は出来ることから早いうちに実現していただきたいと思います。WEB交流を実施することで新たな取り組みが見えてくることに期待します。 令和8年度は中学生フィンランド派遣事業が実施されていますが、反省点や課題などがあると思いますが、実施された成果を今後の取り組みの参考となるようまとめておくことが重要であると思います。 フィンランド国派遣事業の経験は生徒ばかりではなく教員にとっても貴重な経験で、今後の人生に大きな影響のある事業であると思いますので、今後も事業を継続していただきたい。 小さな町の大きな取り組みが今後も継続して実施ができるような仕組み作りにも検討していただきたいと思います。

点・評 1 4

別記様式（重点施策に係る事務の管理及び執行の状況の点検及び評価シート）

《重点施策》 1 1. スポーツを核とした人づくり
《点検・評価項目》 1) スポーツによる地域活性化推進事業部活動地域展開の推進について
《取組状況》 主催事業としては、キッズスポーツクラブを春～冬期と4期実施し、8月に町民歩けあるけ運動、1月にスキースノーボード教室、2月には町民親善ミニバレーボール大会を実施しました。 「NPO 法人そうべつ地遊スポーツクラブ」との共催事業では、ジュニアスポーツクラブを通年実施し、11月に西胆振スポーツ鬼ごっこ大会を伊達市総合体育館あかつきにて実施しました。 「そうべつアウトドアネットワーク」との連携では、新たに受託した指定管理施設である仲洞爺野営場を活用した事業等の連携協議を進めました。 部活動の地域展開は今年度より卓球部と吹奏楽部の2つのクラブを休日のみ地域展開を実施しました。
《内部評価》 主催事業については、キッズスポーツクラブにおいて、これまで実施していた夏期のスイミングスクールに代わる事業として、ダブルダッチ&ダンス教室を企画開催し、19名の参加がありました。また、2月開催の町民親善ミニバレーボール大会では、前年度反省を踏まえ、休日昼間開催へを変更して実施した結果、前年度と概ね同数となるチームの参加がありましたので、今後も同様に開催していきたいと考えています。 共催事業については、地遊スポーツクラブとの共催で「ジュニアスポーツクラブ」等を実施するなど、スポーツ交流の機会を提供することができました。 「そうべつアウトドアネットワーク」関係では、子どもたちが水に親しむ機会を確保するため、夏期のスイミングスクールに代わる事業第2弾として、仲洞爺野営場を会場としたSUP体験会実施に向けた協議を進めることができました。
《課題と方向性》 中学校プール開放中止決定に伴う夏期キッズスポーツクラブの代替事業について、継続的に実施していけるよう、関係団体との連携を図りながら、引き続き取り組みを進めていきます。 「そうべつアウトドアネットワーク」関係では、アウトドアスポーツを活用した交流の場を提供するため、新たな共催事業の企画検討を進めるほか、総務省の地域活性化起業人制度を引き続き活用して事務局人員の体制サポートを継続し、持続可能な組織運営を目指します。
《外部意見》 スポーツ振興は、第3次壮瞥町スポーツ推進計画に基づき事業の推進をお願いしたいと思いますが、部活動の地域展開についても、NPO 法人そうべつ地遊スポーツクラブと連携を密にして、子どもたちの文化、スポーツの活動機会の充実を目指していただきたいと思います。 そうべつアウトドアネットワークは一般社団法人として、仲洞爺野営場の指定管理を受けましたので、拠点ができたことによる今後の展開に期待しますし、児童生徒や町の人口が減少する中で、交流人口や滞在人口を増やすため工夫した事業展開をしていることを評価します。今後も地域住民を巻き込んだ事業に期待します。

点・評 1 5